

太田市資源ごみ回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源ごみ回収に協力する市内の団体（市内に住所を有する者その他市内の資源ごみ回収を行う者で構成され、かつ、営利を目的としない団体に限る。以下「団体」という。）が市内において資源ごみを共同で回収し、業者（市内に本社、事業所、支店、営業所等を有する資源ごみの買取り又は回収を業とする業者に限る。以下同じ。）に回収する事業（以下「事業」という。）に対し太田市資源ごみ回収報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、資源ごみの再生利用を促進し、その減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「資源ごみ」とは、一般廃棄物のうち一般家庭の日常生活から排出されるもので資源として再利用できるビン類、ケース類、紙類、金属類、布類等をいう。

(団体の認定)

第3条 資源ごみ回収団体の認定を受けようとする団体は、毎年度の事業の実施前までに資源ごみ回収団体認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に前年度の決算報告書（新設された団体を除く。）、団体の氏名を記した名簿を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請がなされたときは、直ちに審査し、資源ごみ回収団体の認定の可否を決定し、その旨を当該申請した団体に連絡するものとする。

3 前項の規定により資源ごみ回収団体の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、認定申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに資源ごみ回収団体認定変更申請書（様式第2号。以下「認定変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体が虚偽の申請により前条第2項の規定による認定を受け、又は太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年太田市条例第175号）第7条の3第1項に規定する持ち去り行為を行つたと認めた場合は、前条第2項の規定による資源ごみ回収団体の認定を取り消すことができる。

(報告)

第5条 市長は、認定団体が行う事業の実施状況その他必要な事項について、当該認定団体に対して報告を求めることができる。

(報奨金の額等)

第6条 報奨金の額は、認定団体が資源ごみを市内において共同で回収し、業者に引き渡したものを次の表の規定により換算した重量に、1キログラム当たり8円以内の額を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

種類		換算方法
ビン類Ⅰ	酒ビン（1.8リットル）、ビール特大ビン（1.8リットル以上の物）及び醬	1本を1キログラムに換算

	油ビン (2リットル)	
ビン類Ⅱ	酒ビン (720ミリリットル)、ビール、コーラ、ジュースその他飲料水のビン	2本を1キログラムに換算 (1キログラム未満の端数は、切り捨て)
ケース類		1ケースを2キログラムに換算
紙類、金属類及び布類		重量換算 (1キログラム未満の端数は、切り捨て)
その他資源ごみ		市長が別に定める方法により換算

2 報奨金は、予算の範囲内において交付する。

(報奨金の交付申請)

第7条 認定団体は、事業の実施後、市長が別に定める日までに、資源ごみ回収報奨金交付申請書 (様式第3号) に資源ごみ売却実績報告書 (様式第4号)、回収先の業者が発行した仕切書又はそれに準ずる証明書の原本を添付し、市長に提出するものとする。

(報奨金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、当該申請をした認定団体に報奨金の交付を決定するものとする。

(報奨金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により報奨金の交付を決定したときは、第6条第1項の規定により算定した報奨金の額を、認定申請書又は認定変更申請書により指定した口座に振り込むことにより交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、認定団体が虚偽の申請により報奨金の交付を受けようとしたとき又は受けたときは、報奨金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、その認定団体に対し、期限を定めて、その交付を受けた報奨金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の太田市資源ごみ回収報奨金交付要綱の規定により交付の決定を受けた報奨金については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により報奨金の交付の決定を受けた団体については、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。